

(別紙第2)

意見交換

(委員長は ，委員は ，事務担当者は で表示する。)

それでは、委員の皆様から御意見をお伺いしたいと思います。「家事事件手続法の下での調停手続について」という本日のテーマについて、大阪家裁における取組の説明等に対する質問も含め、御遠慮なく発言をお願いします。

調停成立後に義務者が合意を守らない場合、例えば、子供に会わないという合意があるのにこれを守らない場合など、金銭面以外の条項についてはどのような執行方法がありますか。

一般的に、何かをしてはいけない、という条項を作るケースは少ないです。

合意の中には強制執行になじむものとなじまないものがあります。面会交流の場合は、月に何回、どのような形で会うか、という条項を作ることが一般的であり、会ってはならないというのはあまりありません。面会を禁じるのが相当な場合は、地方裁判所での接近禁止命令等保護命令の手続になります。

例えば、月に1回、第1月曜日に何時から、と決めたとして、この月に1回会わせることが守られないということであれば、間接強制の手続になります。しかし、月に1回会う約束であるのに5回も6回も会うことを求めてくる場合、これを止めさせる手だてはあるのかという趣旨であれば、強制執行というのはなかなか難しいです。

調停で決めたことを守ってくれない場合、代理人がついていれば、代理人が相手方と交渉するということになると思いますが、それで調整がつかない場合、離婚後の紛争調整の調停申立てを利用することが考えられると思います。

家事事件手続法施行に伴い、裁判所が採っている工夫の一つとして、調停の相手方に「照会書」を送付し、回答を求めていると伺いましたが、この「照会書」の冒頭に二重下線を付して、「この照会書は、申立人から申請があれば、見せた

り、コピーをさせたりします。」と記載があります。一方で、「夫婦関係調整調停事件について」という説明書には、調停記録の閲覧謄写について裁判官の許可が必要である旨の記載があります。そうすると、「照会書」の位置づけはどのようなものになるのでしょうか。

「照会書」も記録の一部になりますので、閲覧や謄写には裁判官の許可が必要です。

それなら、そのように明記した方がよいと思います。裁判官の許可が必要であると記載されていれば、不適切なことが書いてある場合は、裁判官が許可しないだろうと安心できるのですが、現在の「照会書」の記載だと本当のところは書けないと躊躇するのではないかと思います。

次に、そもそも調停が始まる前に「照会書」を送ることは、予め情報をとることによって効率的に調停を行うことができますが、一方で、まだ調停委員と会ってもいない段階で回答したことが、調停の進行にうまくかみ合うのかという点がわからないのです。その点、どういう理由で大阪家裁はこの方法を取り入れられたのかを説明していただきたい。

調停期日前における相手方への照会につきましては、当事者間の対立点がどこにあるのかということや調停委員会が早期に把握することで、第1回から実質的な調停を運営することができることから行っています。あくまで、回答時点での考えを聞くものであって、実際に調停の場で意見が変われば、その時点での話を聞くことになります。

特に、申立人側から子供の状況を全く把握することができない場合に、相手方から子供の情報をもらうということは、子の福祉の観点からも有益であると考えています。

弁護士などの専門家がついているなら安心して書けるのでしょうけれど、一般の人は調停期日が開かれていない段階で、書面で回答を提出することに躊躇するのではないのでしょうか。あまり立ち入ったことを書いてしまうと、後から、言っ

たことと違うと言われて困ったことになりはしないかと構えてしまったり、混乱する元になってもいけないので、その点をよく配慮した上で「照会書」を使っていただきたいと思います。

貴重な御意見をありがとうございます。

「照会書」には、「あくまで現時点での意見を記入してください。」と記載されているとはいえ、「照会書」をいきなりもらった人はどう感じるだろうか、という御意見は貴重だと思います。

調停委員は、当事者の方の話をよく聞くことが大切だと考えておられると思います。ですから、当事者が「照会書」に書かれたことを鵜呑みにするのではなく、むしろそれを基に、改めてその人の考えを時間をかけて聞いていくのです。ですから、御心配されているようなことはおきないように調停は運営されています。

国民の権利意識の高まりの中で、自分の言いたいことは言いたいということで主体的に調停に関与する人が増えてきたという事情があり、新法の趣旨からしても、なるべく早く問題点を把握して、当事者の方がお互いの言い分や意見の対立についてもきちんと認識し合って手続をすることが重要です。そして、その上でどういう解決がよいかということをご自己決定していただくという方向で、調停の運営が変わってきたということも、こういった「照会書」という形で第1回の調停前に基本的なところを情報提供していただく扱いになってきたことの一つの原因かだと思います。

あまり「照会書」に拘束されることなく、書きたくないことは書かない、意見が変わった部分があったら言ってもらおう、ということで、使い方次第だと思います。

たしかに、この「照会書」は結構細かいところまで聞く感じなので、1回は調停委員が話を聞いて、それから渡す方がいいのではないのでしょうか。

現状の照会事項に全て答えてくださいということだと、アンケートのようで趣旨がぼやけると思います。申立人の主張に即した形で、予め調停委員から答える

べき項目を指示したらよいのではないのでしょうか。

申立ての趣旨に沿ったところを記入していくという方がよいと思います。

争点がどこかということ調停委員会としては早く知りたいと考えています。「照会書」に書いたことが撤回できないということはありませんし、手続を円滑に進めたいので、できるだけ早く当事者双方の主張を整理したいのです。

調停が始まっていない段階で、攻撃防御をさせるのはおかしいと思います。裁判所に入ってから双方の言い分を聞くべきであって、裁判所に入っていない段階から、手続を進行させていいのだろうかと思います。

おそらく、一般人の目から見て問題なのは、一番上に二重下線付きで「コピーさせます」と書いてあること、タイトルも「照会書」とすごく堅い印象であることだと思います。この2行のデザインを変えることで、先ほどの委員が懸念されていたことが解決されるのではないかと思います。

一番最初に「コピーさせます」と記載してあると、申立人に対して「照会書」を書かなければならないと思ってしまうので、まず、この「照会書」は調停の前に調停の進行に役立てるために書いてもらうものであってこれで何かを決めるものではない、ということ最初に書く方がよいと思います。「照会書」というタイトルではなくて、「事前にあなたの考えをうかがう参考資料として書いていただくものです」ということが書いてあれば、そんなに構えることなく書けるのではないかと思います。

当事者が書いたものを他方の当事者に原則として渡すというのは、家庭裁判所においては今まで経験のない試みですから、最初に大声で「裁判所は申請があれば原則として見せますよ」、と言っているわけです。ですから、最初にこれを見た人が構えてしまうということはあるかもしれませんが、そういうものだよということを知っておいてほしいという意味はあります。

「調停で書類を提出される方へ」の中で、「どうしても相手に知られたくない情報が記載されている場合には、その部分を黒塗りするなど、読み取ることがで

きないようにしたコピーを2通提出してください。」と書いてありますが、これを「照会書」に書けば、少し安心なのかと思いますが、「書類を提出される方へ」の黒塗りについての注意事項は、「照会書」にも当てはまることなのでしょうか。

黒塗りする場合というのは、例えば、提出する必要がある源泉徴収票に自分が秘匿している住所が記載されている場合などを想定しています。自分が書く書面の中に相手に知られたくないことがあるという場合は、黒塗りの問題は発生しないのではないかと思います。

閲覧や謄写の申請があればほとんど許可になっているのではないかと感じているのですが、相手方に見せていいかどうかについて、裁判所として、きめ細かく判断をされているのでしょうか。

調停手続においては、相当性という形で認めるかどうかを判断しています。

審判手続においては、例外事由がいくつか定められていて、それに当たらない限りは謄写を認めるということになっています。

「照会書」に書いてある事柄は、こういった例外に当たりそうもないような基本情報を書いていただくということになっています。相手方を中傷したり、感情を逆撫でしたりするような内容は不許可になるのですけれども、そうでない限りは、裁判所としては謄写申請があれば許可せざるを得ないわけです。「照会書」に書かれているようなことは、だいたいがそういうような事柄ばかりなわけですから、細かい説明はせずに、「コピーさせます」と書いているのです。

「Cシート」については、いきなり渡されるとかちゃんと来る人がいるかもしれないと思います。その辺りは、話をしながら、調停委員がタイミングを見計らって渡す方がいいのではないのでしょうか。

「照会書」については、調停をする上では、調停委員が事案の中身をわからないと調停はできないので、申立人に見せるか見せないかは別として、当事者の方も照会の趣旨を理解していると思います。

先ほどの委員の御意見の中にも、よく聞いてからこういった情報を具体的に当事者から聞き出したり書面で出させたりすればいいんじゃないかという点がありましたが、そこまで行くのがなかなか大変なのではないでしょうか。当事者としては色々な思いがあって調停に来られているので、その思いをまず述べられるのではないかと思うのです。

私も調停委員ですが、「照会書」は、大まかな意向という程度にとらえています。大まかなことがわかれば、事前に裁判官と相談することも可能です。当事者の言い分はどんどん変わるものですので、「照会書」に記載されたことは、あくまでその時点でのお考えということで理解しています。先ほどの委員の御意見にあったように、当事者の立場で考えると、構えてしまうということもあるのかもしれない。調停委員として慣れてしまっていたので違和感がなかったということもあるのかもしれない。ただ、申立書だけだと、向こうの言い分ばかり聞いているのではないか、相手方としてもとりあえず意見を提出しておきたいという考えの人もいると思います。その辺りは運用の仕方かと思います。調停委員としては、「照会書」は必要な書類だと思います。

早く調停を進めるために「照会書」が有益だとは思いますが、サービスといいつつ、強制力を持つ場合があるので、注意が必要だと考えます。

結構事細かに尋ねているのですが、申立ての趣旨に対する答弁を聞くだけのものであることを、最初に言っておけばいいのではないかと思います。

「流れ図」の中に「照会書」は出てこないもので、「照会書」は提出しなくてもよいととらえる人もいてもおかしくないと思います。

まじめな方は悩みながら記載されますね。私は、裁判所の許可があれば、調停記録を見たりコピーをすることができます、反対当事者が申請手続を取れば、原則として調停記録を見せたりコピーを取らせたりします、ということが教示されるべきだと思います。「照会書」はその辺りの説明なしに、申立人から申請があれば見せたりコピーを取らせたりしますと記載されており、よりざっくりした形

になっています。

調停の場合は、例えば、当事者が住所を秘匿している場合に、住所を書いている部分などは閲覧や謄写を許可しないことになるでしょうが、この「照会書」に記入を求めている事項は、原則として閲覧謄写が許可されると考えられるので、細かい記載をしていないのです。

「照会書」に勤務先を書く欄がありますが、知られたくないという人もおられると思います。そこで、「照会書」の最初のところに、相手に見せたくない場合の記載方法を書いておいてもらいたいと思います。

同封する「連絡メモ」では、住所や連絡先を申立人に知られては困る場合の方法が書いてありますが、「照会書」の最初のところにも同様に書くべきだということになるのでしょうか。

書きにくいところは記載しなくて結構です、としておいたら、ということです。記載されなかった部分は調停の席で聞くことになるのでしょうか。

「照会書」について御意見が集中してしまいましたが、他の書面について御意見はございませんか。

「調停で書類を提出される方へ」は、白黒ではなくて、必要な部分に色がついているカラー刷りの方がわかりやすいと思います。

「流れ図」には、「照会書」のことが載っていないですし、基本的な手続の流れは書いてあるのですが、そこで何が起きるのかとか、こういう書類が必要だとか書いてありません。たいていの人は調停手続は初めてだと思いますので、第1回調停期日という言葉自体がわからないと思います。期日としか書いてなくて、出席しなければならないのかどうか、自分がどうしたらいいのかがわからない方が多いのではないかと思います。調停期日に出席していただいて問題解決をしていくのだけれども、それぞれのタイミングで、どのようなことが話されて、どうなるのか、具体的にわかるようなフローにしたらいいと思います。

また、調停が不成立になった場合の流れについては、「流れ図」とは別のところ

るに詳しく記載されているようですが、「流れ図」の中にまとめて記載して、自分がどうしたらいいのかが一連でわかるようにした方がいいと思います。

貴重な御意見ありがとうございます。

ただ、起こりうることを全て説明し始めるとすごい分量になってしまいますので、それでなくてもたくさん文書を受け取る方としてはどうか、というのもあるのです。期日の冒頭でも説明はするんですよ。

調停が不成立になった場合は、その後の詳しい流れを記載した「調停が不成立になった方へ」を別途用意して交付していますので、これを見れば不成立になった場合の手続などはわかります。

一般の方が突然たくさんの書類を送りつけられてびっくりされるとき的心境を考慮すべきだと思います。

調停とは何かが分からないですし、話し合いの場だと言われても、自分が話し合いに参加しなければならないということが分からない人もいるのではないのでしょうか。

いろいろと御意見をいただきありがとうございました。

これで意見交換を終わらせていただきます。